

京都大学	博士 (法学)	氏名	叶 周侠
論文題目	中国法における独禁法に違反する契約の効力論		
(論文内容の要旨)			
<p>本論文は、中国において独禁法違反行為が契約の無効を導く理論枠組みを、この議論の基礎にある契約自由と競争秩序との関係を含めて探求し、日本における公私協働論を踏まえたうえで、中国法のもとでの新たな枠組みを構築する可能性を示すものである。</p> <p>第1章では、独禁法に違反する契約の効力をめぐる中国法の状況を検討している。ここでは、まず、「強制性規定」違反の契約の効力について、『契約法』から『中国民法典』へと展開された立法の変遷を整理した上で、「強制性規定」の意味、「強制性規定」に違反する契約の無効を導く理論的根拠、「強制性規定」に違反する契約の効力を否定する際の判断基準をめぐる学説と実務の状況を整理している。</p> <p>次に、これを踏まえて、中国独禁法と契約法との関わりをめぐる議論を取り上げている。理論面においては、公法・私法二分論の前提理解のもとで、独禁法が競争秩序維持の目的を実現するための公法であると捉えている通説・司法実務の立場と、配分的正義、弱者保護、私権力に対する制約等の観点から、公法・私法二分論の限界を指摘し、独禁法と契約法とのつながりを見出す近時の学説との対立を描き出している。また、手続面においては、人民法院が一般民事事件と独禁法民事事件との紛争類型の棲み分けを通じて、独禁法違反行為とは無関係の契約法に基づく請求を独禁法民事事件の審理範囲から除外していることを示した上で、これが独禁法と契約法が異質であるとの考え方に依拠したものであることを指摘している。</p> <p>第2章では、第1章で確認した中国法の問題状況を踏まえ、比較の対象として、日本法の議論を検討している。ここでは、まず、強行法規・取締法規論、公序良俗論、公私協働論を取り上げ、公法・私法二分論に基礎を据えて展開してきた伝統的見解に対して、近時有力に主張されている、契約正義論、基本権保護義務論をはじめとする、公法・私法相互依存論に依拠した動き、契約自由を制限する理由を一元的に捉える動きを分析している。</p> <p>次に、独禁法に違反する契約の効力をめぐる日本の議論を、経済法学者による議論と民法学者による議論のそれぞれについて整理している。ここでは、経済法学者が独禁法違反行為の個別類型ごとに事案を解決するための枠組みを論じる傾向にあること、他方、民法学者による議論では、独禁法違反の契約の効力を否定することを正当化する原理を究明するために公私協働などの理論が論じられる傾向にあることを指摘している。</p> <p>第3章では、独禁法に違反する契約の効力をめぐる日本での議論を総括し、公私協働の視点からの理論的・体系的整序を試みたうえで、これと比較したときの中国法の特徴と課題を指摘している。ここでは、まず、日本の公私協働論が論じている内容が二つの段階の問題に整理できることを指摘している。第一段階は、どのような原理に基づいて、独禁法の規律を民法に取り込むかという、「協働原理」に関するものである。ここでは、「権利対秩序」の図式を提示した上で、権利論を基底とする私法観に立つと、独禁法の規律の中で権利・自由の保護を目的とするものが私法秩序に取り込まれるのに対して、秩序論を基底とする私法観に立つと、市場秩序維持を目的とする独禁法の規律により私法秩序が形成・設計されることになるとする。これに続く第二段階は、独禁法を民法に取り込むために、どのような分析枠組みを用いるべきかという、「協働手法」に関するものである。ここでは、「公益侵害」を重視する思考モデルと「私益侵害」を重視する思考モデルを提示し、ここまでに取り上げた諸説の考え方をこれらの思考モデル</p>			

の中に位置づけることを試みている。

次に、経済法学と民法学の間での対話可能性を検討している。ここでは、競争秩序を民法上の公序の内容に積極的に取り入れるべきであるという主張が一つの潮流になっているものの、経済法学者と民法学者との対話が必ずしも十分にされていないことを指摘している。その理由として、前述したように、経済法学においては、事案解決の妥当性を探求する問題解決志向が強いのに対して、民法学においては、競争秩序をコントロールする私法原理は何かを探求する理論志向が強い点にあると論じている。

続いて、こうした日本法の検討から得た知見をもとに、独禁法に違反した契約の効力に関する中国法の特徴を分析している。そこでは、「強制性規定」に違反する契約の効力をめぐる議論において、公法・私法二元論が浸透しており、契約の無効を導く公法上の「効力的規定」が契約自由の外在的制約と捉えられていることを指摘した上で、「効力的規定」としての独禁法により実現されるべき競争秩序が契約自由の外在的制約をなすものであり、かつ、常に競争秩序の価値が契約自由に優先させられているという特徴を描き出している。その上で、独禁法と契約法に対するこれまでの捉え方では競争秩序と契約自由との相互作用を解明できないと指摘した上で、公私協働論の基礎にある「協働原理」と「協働手法」という視点からの再構成を試みている。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、中国における独占禁止法に違反した契約の効力を判断するための法的枠組みを、日本法の議論から導かれた成果をもとに提示するものである。

この点に関する中国法の議論は、「強制性規定」に違反する契約を無効とする民法の規定を基礎に据えて展開していることから、この問題を扱う上では、「強制性規定」違反の契約を無効とする規範と公序良俗規範との関係、契約無効の判断に際しての公法と私法の役割、さらに、市場秩序の維持と契約当事者の権利保護との関係といった基礎理論に立ち返った検討が不可欠である。本論文は、この基礎理論に関する部分につき、日本における議論を掘り下げて検討するなかで、民法と独禁法の協働原理を、権利論を基底とする私法観と秩序論を基底とする私法観の対抗軸のもとで整理するとともに、これを踏まえて、独禁法を民法に取り込むためにどのようなインターフェースを作るべきかという観点から、公益侵害の面を重視し、独禁法違反を介して契約を無効とする思考モデルと、私益侵害の枠内で、公序良俗の因子を介して契約を無効とするモデルを析出している。

本論文の第一の価値は、まさに、この民法と独禁法の協働原理とこれを実現するための思考モデルを導き出した日本法研究の部分にある。本論文は、独禁法違反の契約の効力をめぐるわが国の経済法学と民法学における議論の分析を経て、経済法学の領域では独禁法違反行為の個別類型ごとに事案を解決するための枠組みを論じる傾向にあるのに対し、民法学の領域では独禁法違反の契約の効力を否定することを正当化するための原理を論じる傾向にあることを指摘し、さらに、公私協働論とそれへの批判理論を素材として民法と独禁法の協働原理を徹底的に追究し、反論可能性の高い新たな思考モデルを構築している。その内容は、公益概念の意味や権利と私益の関係など、さらなる深掘りの必要がある点を残してはいるものの、この分野の研究を一步先に進める極めて質の高いものである。

第二に、本論文は、こうした日本法研究の成果を中国法に照射することで、百家争鳴状態にある中国の学説を系統的に整理し、これを踏まえて、独禁法に違反した契約の効力を判断するための法的枠組みを提示した点、さらに、「強制性規定」に違反する契約を無効とする規律の意義と射程、公私峻別論を基礎に据えた通説に対峙する公私協働論の採用可能性、権利論の視点のもとでの公序良俗論の構築可能性を示した点で、中国法の理論的發展に対して多大な寄与をする研究である。

以上の理由により、本論文は博士（法学）の学位を授与するに相応しいものであり、かつ、学界の発展に資するところが大きく、特に優れた研究であると認められる。

また、令和3年1月28日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。

要旨公表可能日： 令和 年 月 日以降